

府中市コミュニティバス（ワゴンタイプ）実証運行事業者候補者募集要項

1 趣旨

この要項は、府中市コミュニティバス（ワゴンタイプ）実証運行の運行事業者候補者（以下「運行事業者候補者」という。）を募集するため、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

府中市コミュニティバス（ワゴンタイプ）実証運行事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

本事業は、令和7年7月頃に策定予定の府中市地域公共交通ネットワーク再編計画に基づき、令和8年度から導入される府中市コミュニティバス「ちゅうバス」（以下「ちゅうバス」という。）のワゴンタイプ車両を活用した路線の実証運行（道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条第2項の規定に基づく一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客の運送をいう。）を行うものである。

(3) 事業形態

本事業は、本市と「府中市コミュニティバス（ワゴンタイプ）実証運行事業に関する協定（仮称）」を締結し、府中市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱（平成15年5月19日制定。以下「要綱」という。）に基づく、補助事業として実施するものとする。

(4) 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※令和9年4月1日以降は、令和8年度中に継続の可否等を決定。

(5) 事業規模

ア 運行概要

運行日数	365日
運行時間	午前8時頃から午後8時頃まで
車両台数	各路線1台（乗車定員9人）（予備車両1台程度）

※運行内容の詳細は、別紙「府中市コミュニティバス（ワゴンタイプ）実証運行事業内容」とおりとする。

イ 路線概要

路線名	運行頻度	運行本数	利用者数見込	路線延長
よつや苑西循環	45分間隔	16便/日	約200人/日	6.8km
武蔵台循環	60分間隔	12便/日	約67人/日	8.8km
新府中街道ルート	90分間隔	8便/日	約93人/日	12.1km

ウ 概算事業費

75,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本事業全体の概算事業費であり、見積作成時の参考金額であることに留意すること。

※運行経費から運行収入を控除した額については、要綱に基づき、本市が運行事業者に対

して、予算の範囲内で補助金として交付する。

4 応募資格

運行事業者候補者の募集に応募することができる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う法人であること。
- (2) 府中市内に本社、支店、営業所又は関連する事業所を有する法人であること。
- (3) 運行開始日までに道路運送法等に基づく許認可の手続を完了し、運行開始できるものであること。
- (4) 次のいずれの項目にも該当しないこと。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
 - エ 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者
 - オ 最近1年間の公租公課を滞納している者
- (5) 提出書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2項の規定による暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員または使用人が、暴力団員との関与があると認められないこと。

5 募集要項等の配布

令和7年7月29日（火）に、市内に事業所等を有する一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、本募集要項を配布する。

6 募集要項等に関する質問・回答

- (1) 質問の受付期間
令和7年7月29日（火）から8月8日（金）まで
- (2) 質問の回答日
令和7年8月12日（火）
- (3) 質問方法
オンラインフォームに質問事項を入力（本要項配布時のメールにリンクを記載）
- (4) 回答方法
回答日に全ての質問に対する回答一覧を全事業者に送付（質問者の名称等は非公表）

7 応募方法

運行事業者候補者の募集に応募しようとする者は、次に掲げる方法により、応募書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和7年7月29日（火）午前8時30分から8月22日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

提出書類をZipファイルにまとめ、ファイル件名を「(事業者名) 提出書類」とした上で提出先にメールで送付。なお、受信確認のためメール送付時に電話連絡すること。

(3) 提出書類

ア 選定申込書（様式1）

イ 団体概要（様式2）

ウ 事業計画書（様式3）

エ 運行経費見積書

オ 道路運送法第4条第1項の規定に基づく許可を受けていることを証する書類の写し

カ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する輸送実績報告書の写し

キ 規則第2条第1項に規定する次に掲げる事業報告書の写し又はこれに類する書類

(7) 旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業損益明細表（第1号様式第2表）

(4) 旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業人件費明細表（第1号様式第3表）

ク 法人の事業概要に関する次に掲げる書類

(7) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）（過去3年分）

(4) 商業登記事項証明書

(9) 国税及び地方税の未納がないことの証明書（納税証明書の写し等）

(1) 会社案内等の法人の概要が分かる書類

(4) 提出先

ア 宛 先 府中市都市整備部計画課交通企画担当 山下部・荒井

イ メール tosikei03@city.fuchu.tokyo.jp

ウ 電 話 042-335-4325（直通）

8 選定方法

(1) 選定方法

運行事業者候補者の選定方法は、書類審査とし、応募者から提出された書類に基づき、審査を行い、運行事業者候補者を選定するものとする。

なお、審査の方法は、別紙「府中市コミュニティバス（ワゴンタイプ）実証運行事業者候補者選定要領」に定めるとおりとする。

(2) 結果通知

ア 通知予定日

令和7年8月28日（木）

イ 通知方法

選定結果は、応募者全員に通知する。

9 候補者との協議

運行事業者候補者は、本事業の仕様、内容等について、本市と協議を行うものとする。

なお、両者の協議が整わなかった場合又は提出書類の虚偽等により候補者が失格となった場合は、下位の申込者の順位を繰り上げて、次順位の申込者と協議を行うものとする。

10 その他

- (1) 申込書類及び提案書等の提出書類を期限までに提出されなかった場合には、いかなる場合であっても本選定に参加することはできない。
- (2) 提出期限後における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 申込に係る経費は、参加者の負担とする。
- (4) 本事業に係る提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、運行事業者候補者の選定に関する目的以外に使用しない。
- (6) 運行事業者候補者の選定結果は、市ホームページ等で公表するものとする。
- (7) 応募者から提出された書類については、府中市情報公開条例（平成12年9月条例第27号）に基づき、当該条例に係る非開示情報を除いて公開対象となる
- (8) メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。

11 問合せ先

〒183-0056 府中市寿町1丁目5番地（府中駅北第2庁舎7階）

府中市都市整備部計画課交通企画担当 担当：山下部、荒井

電 話 042-335-4325（直通）